

平成23年度の山形市人事行政の運営等の状況の公表について(公告)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年市条例第2号)の規定に基づき、市政運営の透明度および公平性を高めるため、市職員の任免・給与等、平成23年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。なお、一部他の年度の状況についても掲載しています。

平成24年11月30日

山形市長 市川昭男

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 部門別職員数

※各年度4月1日現在 (人)

部 門	職員数		対前年 増減数	増減の主な理由
	平成24年度	平成23年度		
一般行政部門	議会	16	16	0
	総務	231	232	△1 証明手数料収納業務の見直し等による減
	税務	108	110	△2 育児休暇職員の代替配置引き揚げ、行政職の欠員による減
	民生	231	232	△1 保育園技能技師引き揚げ等による
	衛生	151	151	0
	労働	5	5	0
	農水	64	64	0
	商工	35	34	1 企業誘致・産業団地開発業務の増
	土木	171	173	△2 市営住宅の指定管理者事務移管、育児休暇職員の代替配置引き揚げ等による減
小計		1,012	1,017	△5
特別行政部門	教育	278	277	1 冬季国体開催準備による増
	消防	231	226	5 (仮称) 西消防署開設準備による増
	小計	509	503	6
公営企業等 会計部門	病院	551	537	14 医療・看護体制の充実のため増
	水道	139	140	△1 工事申請審査業務の委託による減
	下水道	47	48	△1 漏水防止業務の職種切り替えによる減
	その他	70	71	△1 後期高齢者医療保険未収金対策業務の減
	小計	807	796	11
合 計		2,328	2,316	12

(注)1:職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除く。

2:公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・卸売市場の各事業会計に属する職員の合計。

(2) 採用者数の状況

(人)

職種区分	平成 23 年度				平成 22 年度				増減
	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	
行政	18			18	9			9	9
土木							1	1	△1
電気	2		1	3					3
機械			1	1	1			1	2
保健師					1			1	△1
保育士	5			5	4			4	1
管理栄養士	1			1	1			1	0
医師		11		11		10		10	1
薬剤師	1			1					1
看護師	22		1	23	13			1	14
准看護師									
臨床検査技師	1			1					1
診療放射線技師	1			1	2			2	△1
指導主事		8		8		5		5	3
教員						3		3	△3
消防士	10		1	11	5			2	7
技能労務職員			9	9				7	7
合 計	61	19	13	93	36	18	12	66	27

(注)「再任用による採用」⇒ 定年退職等で退職した職員を再び採用すること。

(3) 退職者数の状況

(人)

職種区分	平成 23 年度						平成 22 年度						増減
	定年	勧奨	普通	死亡	懲戒	小計	定年	勧奨	普通	死亡	懲戒	小計	
行政	15	2	4	2		23	17	6		2		25	△2
土木			1			1	4					4	△3
農業	1					1							1
建築	2					2							2
電気	1					1	1			1		2	△1
機械							1					1	△1
林業						2						2	△2
保健師			1			1							1
栄養士								1				1	△1
保育士	3	1				4	2			1		3	1
医師			15			15	2		3			5	10
薬剤師	1		1			2							2
看護師	1	4	6			11	3	1	4			8	3
准看護師	1					1							1
臨床検査技師	1					1	1					1	0
診療放射線技師								1				1	△1
理学療法士													
指導主事													
教員	1					1							1
消防士	6	2				8	6			2		8	0
技能労務職員	7	1				8	12					12	△4
合 計	40	10	28	2	0	80	51	9	7	6	0	73	7

(注)1:「定年」⇒ 職員の定年は 60 歳(医師・歯科医師は 65 歳)。

2:「勧奨」⇒ 早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職すること。

3:「普通」⇒ 自己都合による退職などのこと。

4:「懲戒」⇒ 懲戒処分としての免職のこと。

(4) 再任用職員数の状況

※各年度 4月 1日現在 (人)

職種区分	平成 23 年度			平成 22 年度			増減
	フルタイム	短時間	小計	フルタイム	短時間	小計	
機 械		2	2		1	1	1
土 木		1	1		1	1	0
電 気		1	1				1
看 護 師		3	3		2	2	1
准看護師		2	2		2	2	0
臨床検査技師					1	1	△1
技能労務職員		22	22		17	17	5
消 防		2	2		2	2	0
合 計		33	33		26	26	7

(注) 1:「再任用職員」⇒ 定年退職等で退職後、再び採用された職員のこと。

2:「フルタイム」⇒ 一般の職員と同様、1週当たり 38 時間 45 分勤務すること。

3:「短時間」⇒ 一般の職員より短い、1週当たり 15 時間 30 分～31 時間勤務すること。

(5) 職員採用における競争試験の実施状況

(平成 23 年度)

試験区分	受験者数		一次 合格者数	二次 受験者数	最終 合格者数 B	補欠 合格者数	倍 率 A/B
	A	うち女性					
上級行政	163	70	20	18	8	0	20.4
上級行政(特別選考)	20	8	3	3	3	0	6.7
上級電気	11	0	3	3	2	0	5.5
上級建築	5	3	2	2	1	0	5.0
上級機械	8	2	0	0	0	0	∞
初級行政	56	33	22	21	10	0	5.6
初級行政(身体障がい者対象)	6	5	3	3	1	0	6.0
初級電気	1	0	1	1	1	0	1.0
初級建築	4	0	2	1	1	0	4.0
初級機械	1	0	1	1	1	0	1.0
保育士	48	39	13	13	6	0	8.0
看護師	43	38	33	29	20	2	2.2
臨床検査技師	15	12	4	4	1	1	15.0
理学療法士	3	0	3	3	1	0	3.0
作業療法士	5	3	3	3	1	0	5.0
薬剤師	7	6	4	4	2	0	3.5
消防士(大学卒業程度)	90	1	14	14	6	0	15.0
消防士(高校卒業程度)	54	2	14	10	8	0	6.8
合計	540 人	222 人	145 人	133 人	73 人	3 人	7.4倍

2 職員の給与の状況

市職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、市議会の議決を経て条例で定めています。

(1) 人件費の状況

(平成 23 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	22年度の人件費率
249,939人	85,462,275千円	2,368,027千円	13,931,475千円	16.3%	16.2%

※住民基本台帳人口は、平成 24 年 3 月 31 日現在

(2) 特別職の給与

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		月額
給 料	市 長	1,066,000円
	副市長	843,000円
報 酬	議 長	770,000円
	副議長	720,000円
	議 員	670,000円

(注)1:期末手当の年間支給月数は、平成 23 年 4 月 1 日現在

市議会議員以外の特別職は 2.90 月(6 月期:1.40 月、12 月期:1.50 月)、

市議会議員は 3.05 月(6 月期:1.45 月、12 月期:1.60 月)。

(3) 職員の初任給および経験年数別平均給料月額

(平成 23 年 4 月 1 日現在) (円)

区 分		山形市				国	
		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200	248,753	307,140	366,109	I 種	181,200
	高校卒	140,100	202,880	※251,848	306,031	II 種	172,200
技能労務職	高校卒	137,200	※200,133	233,100	※284,713	140,100	
						—	

(注)1:経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数。

2:※は、当該階層の職員数が 3 人以下のため近似階層の職員を含めた平均給料月額。

(4) 職員給与費の状況

(平成 23 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				職員一人当たりの 人件費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,519人	6,126,682千円	1,266,172千円	2,202,404千円	9,595,258千円	6,317千円

(注)1:職員手当には退職手当を含まない。

2:職員数は平成 23 年 4 月 1 日現在の職員数。

(5) 職員の平均給料・平均給与の月額および平均年齢 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	342,800円	458,925円	43.1歳
技能労務職	339,200円	390,021円	46.6歳

(注)給与には、扶養手当及び通勤手当等の諸手当を含む。

(6) 昇給の状況

区分		一般行政職
平成23年度	職員数(A)	847人
	昇給した職員数(B)	729人
	比率(B/A)	86.1%
平成22年度	職員数(A)	857人
	昇給した職員数(B)	696人
	比率(B/A)	81.2%

(7) 職員の退職手当

(平成23年4月1日現在)

区分		山形市		国	
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置		定年前早期退職特例措置 (50歳以上の職員は、1年につき2%加算)			
退職時の 特別昇給		—		—	
一人当たりの 平均支給額		18,281千円		—	

(注)一人当たりの平均支給額は、平成23年度の実績。

(8) 特殊勤務手当

(各年度普通会計決算)

	平成23年度	平成22年度
職員一人当たりの支給年額	19,441円	18,443円
手当の種類	19	19
手当が支給された職員の割合	27.3%	24.2%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差押業務等	日額 400 円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	1 件 4,000 円
社会福祉業務手当	社会福祉法第15条の規定による指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	日額 500 円

防疫手当	左記の業務の従事者	感染症の疑いのある者の救護業務 又は感染症の病原体に汚染された 物件の処理業務	日額 200 円
ごみ及びし尿直接 接触処理業務手当	左記の業務の従事者	①ごみ及びし尿に直接身体的接触 を伴う業務 ②家畜の畜舎内における牛又は豚 の伝染病の予防接種の補助業務	日額 400 円
焼却炉清掃手当	左記の業務の従事者	清掃工場の焼却炉内部の清掃業務	1 回 2,300 円
感染症作業手当	左記の業務の従事者	感染症患者の病室における患者の 看護業務又は感染症の病原体に汚 染された(疑いのある)物件の処理 業務等	日額 200~1,000 円
医務手当	済生館に勤務する 医師及び歯科医師	医師の業務(役職(館長、副館長)及 び医師免許取得後の経験年数に基 づく。)	月額 45,000~230,000 円
夜間看護等手当	済生館に勤務する看護 師、医療技術職員	正規の勤務時間として深夜に行わ れる看護業務等	1 回 620~3,300 円
特殊自動車 運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第 2 条の表に 掲げる大型特殊自動車及び小型特 殊自動車(道路整備用特殊自動車 等)の運転業務	日額 260 円
清掃工場 夜間勤務手当	清掃工場に勤務し、 左記業務に従事した 職員	正規の勤務時間としての深夜勤務	1 勤務 800 円
消防夜間特殊業務 手当	交代制勤務を正規の 勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	1 勤務 400~600 円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の高所で 消防活動又は保守営繕活動等の業 務	日額又は 1 勤務 200~300 円
機関員手当	機関員に指定された 消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	月額 1,500~1,800 円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	1 勤務 1,500 円
解剖等手当	済生館に勤務する 臨床検査技師	死体解剖の補助等の業務	1 件 3,400 円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する 職員	正規の勤務時間として深夜勤務	1 勤務 600 円

消防感染危険手当	消防職員で左記の業務に従事した職員	救急、火災防御及び救助のため出勤し、当該業務に従事した際の死体、出血者及び感染症感染者の措置業務	1 勤務 200 円
放射線照射介助業務手当	済生館に勤務する看護職等	専ら照射室内において照射中に1時間を超える患者の介助業務	日額 200 円

(9) 時間外勤務手当

(各年度普通会計決算)

	平成23年度	平成22年度
職員一人当たりの支給年額	306,259円	294,518円

(10) ラスパイレス指数(行政職給料表適用職員を対象)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

平成23年度	平成22年度	平成21年度
100.6	100.5	99.0

(11) 通勤手当・期末勤勉手当

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

通勤手当	山形市		国	
	交通機関利用の場合	限度額 月額 55,000円	交通機関利用の場合	限度額 月額 55,000円
	自動車等の場合 通勤距離	月額 6,000~24,500円	自動車等の場合 通勤距離	月額 2,000~24,500円
期末手当		期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当
	6月	1.20月分 0.60月分	6月	1.25月分 0.70月分
勤勉手当	12月	1.50月分 0.65月分	12月	1.35月分 0.65月分
	計	2.70月分 1.25月分	計	2.60月分 1.35月分

(12) 地域手当

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

	山形市	国
東京都で在勤する職員	給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額の 100 分の 18	俸給、俸給の特別調整額および扶養手当の月額の合計額の 100 分の 18
医師	給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額の 100 分の 15	俸給、俸給の特別調整額および扶養手当の月額の合計額の 100 分の 15

(注) 国の俸給は山形市の給料に、俸給の特別調整額は管理職手當に相当する。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められています。

(1) 勤務時間(週 38 時間 45 分勤務の一般的なもの)

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1 日の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時 00 分	7 時間 45 分

(2) 各種休暇の概要 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

- ・年次有給休暇 ……1 年に付き 20 日付与(未取得日数分は 20 日を上限に、翌年に限り繰越可能)。
- ・病気休暇 …… 職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇。

承認基準		取得可能期間
病気休暇(有給)	公務上または通勤時の負傷または疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1 年 6 月以内で必要と認められる期間
	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	180 日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷または疾病	90 日以内で必要と認められる期間
	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60 日以内で必要と認められる期間中 1 日につき必要と認められる時間

- ・特別休暇 …… 結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

承認基準		取得可能期間
特別休暇(有給)	公民権行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	1 年で 5 日以内
	結婚	連続する 7 日以内の期間
	女性職員の出産	産前 8 週以内、産後 8 週 (多胎の場合は産前 14 週以内、産後 14 週)
	生後 1 歳 6 か月に達しない子の育児	1 日 90 分以内(2 回に分割可)
	親族の看護	1 年で 5 日以内(親族が 2 名以上の場合は 10 日)
	乳幼児の法定健康診査および法定予防接種	必要と認められる時間
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊娠婦法定健診	必要と認められる時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤または退勤につき 1 日を通じて 1 時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息および捕食	必要と認められる時間
	妻の出産	2 日以内
	妻の出産に際して、その出産に係る子または小学校就学前の子を養育	産前 6 週以内、産後 8 週以内の期間で 5 日以内
	忌引	続柄等に応じ、連続する 1~10 日以内の期間
	追悼行事	1 日以内の期間
	夏季休暇	7~9 月の間に 6 日以内の期間
	冬季休暇	12~3 月の間に 3 日以内の期間
	感染症発生による交通遮断および入院	必要と認められる期間
	住居の滅失または損壊(のおそれ)	15 日(おそれがある場合は 3 日)以内の期間
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
	通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

- ・介護休暇 ・・・ 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
介護休暇(無給)	家族の介護	連続する3月以内の期間

(3) 育児休業等の概要(平成23年4月1日現在)

種類	取得可能期間
育児休業	子の満3歳の誕生日の前日まで
育児短時間勤務	小学校就学始期まで
部分休業	小学校就学始期まで

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

「分限処分」は、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

事由	平成23年度				平成22年度			
	降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
心身の故障	0人	0人	12人	0人	0人	0人	9人	0人

(注)1:「降給」⇒ 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分。

2:「降任」⇒ 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分。

3:「休職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(一部給料支給有り)。

4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給有り)。

(2) 懲戒処分者数

「懲戒処分」は、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

主たる事由	平成23年度				平成22年度			
	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
非行行為	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
職務上の義務違反または職務怠慢	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(注)1:「戒告」⇒ 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分。

2:「減給」⇒ 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分。

3:「停職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(無給)。

4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給無し)。

5 職員の服務の状況

(1) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むことおよび報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわされることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役に無報酬で就任する場合
- ・ 職員が居住地区の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律または条例に特別の定がある場合を除く外、職員は勤務中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 国または他の地方公共団体、学校その他の公共的団体から依頼を受けて講演または講義をする場合

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況(主なもの)

(平成 23 年度)

研修体系	主な概要	研修の区分	実施数	受講者数
集合研修	基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 一般職員研修、監督者研修 管理者研修、技能技師研修	9 件 529 人
	特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修 特別研修、実務研修	16 件 717 人
		集合研修 計	25 件	1,246 人
派遣研修		専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修	28 件	65 人
		総 計	53 件	1,311 人

(2) 勤務成績の評定状況

(平成 23 年度)

評定時期	被評定職員	評定の方法
平成 23 年 12 月 (年 1 回)	管理職を除く 全職員	直属の上司 3 人(最大)が、知識・技術、判断力、住民対応力、協調性などの職務遂行能力について評価

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要

共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは山形市職員厚生会をいいます。

① 保健事業の概要(主なもの)

(平成 23 年度)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断 がん検診	市・共済組合
人間ドック	日帰り人間ドック、1泊2日人間ドック、脳ドック	互助会・厚生会
メンタルヘルスケア	産業カウンセラーによる相談、メンタルヘルス相談医による相談	市・共済組合

② 給付事業の概要(主なもの)

(平成 23 年度)

事項	共済組合	互助会	厚生会
職員が死亡したとき	埋葬料 遺族共済年金	弔慰金	死亡弔慰金
職員が傷病になったとき	高額療養費 一部負担金払戻金 療養費	一部負担金補助金	傷病見舞金
職員が出産したとき	出産費		出産祝金

③ 厚生会の事業費負担状況

(平成 23 年度)

職員一人当たりの掛金額	事業主の公費負担額	事業主の公費負担割合
給料月額 × 0.2% + 500 円	3,376 千円	職員:事業主 = 1:0.10

(2) 公務災害の状況 (平成 23 年度)

	認定件数
公務災害	35 件
通勤災害	5 件
計	40 件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があつた場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

平成 22 年度末 係属性件数	平成 23 年度中 要求件数	平成 23 年度中処理件数		平成 23 年度末 係属性件数
		却 下	判 定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあつた場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

平成 22 年度末 係属件数	平成 23 年度中 要求件数	平成 23 年度中処理件数		平成 23 年度末 係属件数
		却 下	判 定	
0	0	0	0	0